広報　第15号
町のすがた
（6月1日現在）

人口	男	3,490人
	女	3,837人
	計	7,327人
世帯数		1,557

三島町だより

発行　昭和44年6月15日
新潟県三島郡
三島町役場
TEL 脇野町局
（代）　3401
（夜）　1
印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL (3)0306

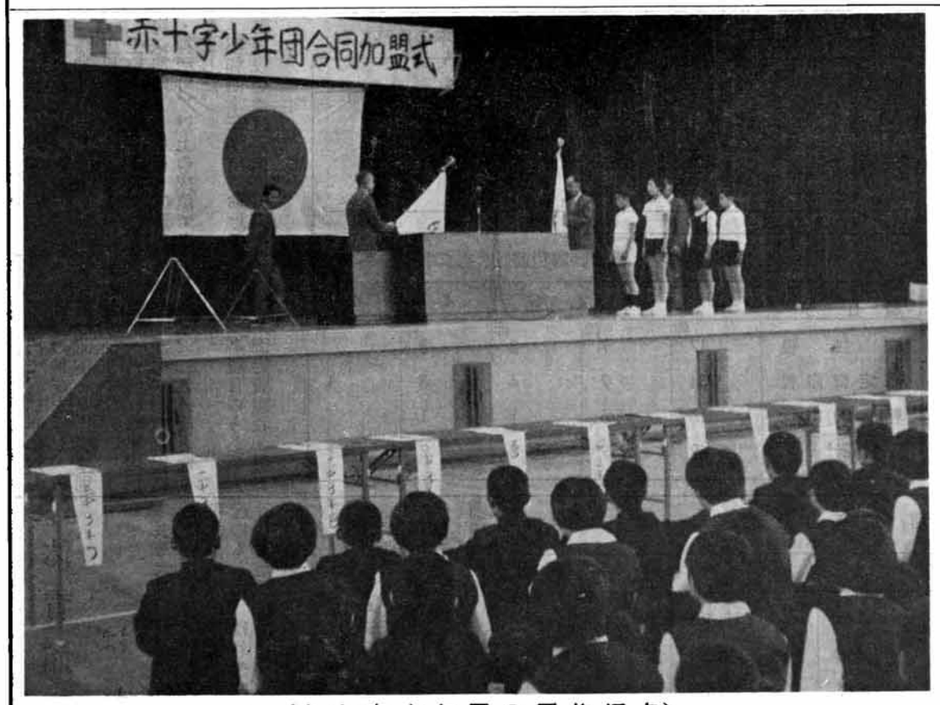

（赤十字少年団の団旗授与）

赤十字少年団に合同加盟

三中につづく脇小と日吉小

去る六月三日、日本赤十字新潟県支部長をはじめ来賓多数のごりんせきを願って、昨年十一月加盟した三島中学校のお兄さん、お姉さんたちにつづいて、脇野町小学校、日吉小学校のよい子たち四九六人の赤十字少年団合同加盟式が挙行されました。

〃わたくしは、青少年赤十字の一員として、身心を強健にし、人のため、社会のため、国家と世界のためにつくすことを誓います。〃と誓いの言葉が述べられた。おおしく力強いちかいが緑の風にのり世界につづく空に響きわたってゆく、青少年赤十字は、小、中、高校生を対象としてクラスを単位に組織され、学校教育（教科やクラブ活動、行事、道徳などの領域に結びついた活動）の中で、健康、安全、親善、奉仕の実践活動をとおして人類への奉仕と平和のために、青少年の健全育成をはかり、人道博愛の精神を養いそれぞれ大きく成長し、やがて社会人としてまた、国際人として活躍することを期待し、祈念されるなかに、加盟登録式を終った。

一、空は世界へつづいている
空は世界をだいている
みんなごらんよあの空を
空はぼくらの私しらの
心よ心よ少年赤十字

日赤社員増強運動と社費の納入に協力を

赤十字には、男も女も老も若きも、誰でも参加してこの事業に協力することができます。

個人はもとより団体や会社なども法人として、社員になれるしくみになっています。

赤十字社員は、現在年額百円以上の社費を納めなければならないが、昭和四十六年までに年額三百円以上の社費になる予定です。

多額の社費を納めたり特に功労のあった場合は、特別社員の称号や有功章がおくられます。

然し社員になることは特に恩恵とか利益が与えられるものではなく、社員の総力により、人類社会の平和と福祉のために奉仕することを目的としています。

それ故に皇后陛下、皇太子殿下を始め、皇族の方々を名誉総裁に頂き、国境をこえ政治、宗教、思想の如何にかゝわらず人類の不幸を未然に防ぎ平和と幸福、親善と博愛をスローガンとして、各種の奉仕事業に活動しているわけです。

三島町でも六月末に社費納入と新規社員の加入を願うため、近く町内会長を通じ御協力をお願いすることになっていますので、その目的達成に特段の御理解と協力をお願い申し上げる次第です。

あなたの献血で一つの生命が救われます

採血車「ゆうあい号」が6月27日、あなたの献血をいただきに参ります。

最近の交通事故によるケガ人の激増や医療輸血用の血液が不足の状態です。

人体の輸血は、どうしても人間の血液しか輸血できません、貴い生命を守るためにあなたの健康な血液を献血してください。

献血された人が、不幸にして輸血が必要となつたときは、優先的に還元されますので、献血は人を救うとともに自分も救われることになります。

三島町はいつも多くの方々が献血にご協力下さっております、今回は区長、町町内会長を通じてお願いする方もありますが、一人でも多く献血をしてくださるようお願いします。

⊙献血の日　6月27日
⊙ところ　三島町役場
⊙とき　10時～15時

住民窓口相談室

土地や家を売ったときの税金は

最近、土地や家屋などの不動産を売ったり、買い換えたり、道路の建設などのため収用されたりすることが多くなっている。

このように土地や家屋などを譲渡したことによって生じた利益のことを譲渡所得といい、所得税がかかります。

今年はこの譲渡所得の課税について土地問題の解決に資するため、かなり大幅の改正が行なわれた。

つまり、これまでの譲渡所得は、ほかに事業所得や給与所得があれば、これらと合算して課税されていたが、今年の改正では、ほかの所得と分離して税金を計算することにし、長期間持っていた土地や家屋などを譲渡した場合の所得（長期譲渡所得）と短期間持っていた土地や家屋などを譲渡した所得（短期譲渡所得）とでは、取扱いが相当違うことになった。

そのほか、居住用財産の買換制度が廃止されることになった。

そこで、譲渡所得の課税について改正点をお知らせしよう。

長期譲渡所得の課税の特例

一、昭和四十三年以前から持っていた土地や家屋などで、しかも、五年をこえる期間持っていたもの（昭和四十四年四月一日までに、すでに三年をこえる期間持っていたものを含む）を、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合、その譲渡所得に対する税額は、他の所得と分離して次の算式によって計算する。この場合の税率は譲渡の年によって違うことになっている。

⊙長期譲渡所得課税の算式

譲渡による収入金額－その資産の取得費＋譲渡経費－特別控除×税率＝税額

譲渡の時期税率
昭四五、四六年中～一〇％
同四七、四八年中～一五％
同四九、五〇年中～二〇％

二、右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特例が設けられた。

つまり、昭和二七年十二月三一日以前から引き続き持っていたもので実際の取得費は五〇万円以下である。

譲渡費　二〇万円、昭和四十五年中に譲渡した。

一、〇〇〇万円～（五〇万円＋二〇万円）－一〇〇万円＝八三〇万円（譲渡所得）八三〇万円（税額）八三〇万円×一〇％＝

⊙短期譲渡所得の課税の特例

一、持っていた期間が五年以下である土地や家屋など（昭和四十四年四月一日までにすでに三年をこえる期間持っていたものを除く）または昭和四十四年一月一日以降に取得した土地や家屋などを昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合、その譲渡所得に対する税額は、次によって計算した金額のうち、いずれか高い方の金額となる。

㈠、譲渡所得の四〇％相当額

㈡、これまでと同じように譲渡所得をほかの所得と合算して、税額を計算することとした場合に算出される税額のうち譲渡所得にかかる税額の一一〇％相当額

二、短期譲渡の所得についても、長期譲渡の三の㈠から四に該当する場合には、これらの特別控除が適用される。（一般の場合の一〇〇万円控除は適用されない。）

⊙居住用財産の買換制度の廃止

居住用財産の買換制度は、一、〇〇〇万円の特別控除が設けられたことによって昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止される。

⊙事業用資産を買換える場合の課税の特例

現行の事業用資産の買換制度は、昭和四十四年十二月三十一日まで認められるが昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間の事業用資産の買換えの特例は、現行の事業用資産の範囲より相当に縮少されて適用されることになる。

⊙収用などの場合の課税の特例

収用などを受けた場合については、一、二〇〇万円の特別控除が買換えの特例

㈠、収用対象事業のために土地などを譲渡した場合
一、二〇〇万円

㈡、日本住宅公団などが行なう土地区画整備事業のために土地などを譲渡した場合
六〇〇万円

㈢、特定の民間住宅地造成事業などのために土地などを譲渡した場合
三〇〇万円

㈣、現に自己の居住の用に使用している家屋やその敷地などを譲渡した場合
一、〇〇〇万円

㈤その他一般の場合
一〇〇万円

なお、これらの特別控除額は、同一人について年間を通じて一、二〇〇万円を限度とする。

四、長期保有資産を譲渡した場合の税額の計算例

（例）譲渡価額一、〇〇〇万円
取得費　五〇万円（一、〇〇〇万円×五％）
昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き持っ

そして、一、二〇〇万円の特別控除を選択した場合はその特別控除後の残額について、また買換えを選択した場合はその買換差額について長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分に応じ、それぞれの税率を適用することになる。

⊙昭和四十四年中に譲渡した場合の新課税方式の選択

昭和四十四年中の譲渡所得についてもこれまでに説明した新しい制度による課税を受けることを納税者が選択したときは、この新しい制度によって税金を計算することができる。

⊙ただし、この資料は改正法が成立してから使用するものである。

（長岡税務署）

気軽になんでも相談を

相談係

皆さんが日常の家庭生活において日頃考えておられるご意見やご要望、あるいは悩みごと、争いごと、いろいろな問題が数多くあるかと思います。

どんな小さな事でも結構です、皆さんのよき相談相手として相談係が四月より設けられ、なんでも相談に応じておりますのでおおいに利用し、お互に協力し一日も早く問題を解決し、明るい幸福な家庭をつくりましょう。

どなたも気軽に相談にお出でください。

⊙あなたの秘密は係員外に漏れる事はありません。

六月の衛生行事

日	レントゲン検査	対象者	ところ	とき
23	同	一般	上岩井公民館	13・30～15・0
24	同	一般	日吉支所	1310・00～1512・00
25	同	一般	体育館裏七日市公民館	10・0～11・30
26	同	一般	下河根川公民館新保公民館	1310・30～1512・00
27	同	一般	天津保育所逆谷公民館	1310・30～1511・30
28	同	一般	蓮花寺公民館	9・30～11・0
7月1	同	一般	上横町本町・役場志田町旭・学校町下横・宮下町	1310・00～1512・00
2	同	一般	役場神明・中江・日之出町	1310・00～1512・00
3	同	一般	瓜生・中条・大野公民館・瓜生	1310・30～1511・30
4	同	一般	藤宮公民館日吉支所・気・藤・宮	1310・30～1511・30

火の用心

昭和43年度の町税徴収成績

昭和四十三年度の三島町の会計も五月三十一日で整理され、町の税金や保険料の収納状況があきらかになりました。

納税者のご理解により前年に引続いて一〇〇%の収納成績を挙げることが出来ましたことは、納税者の皆さんの理解と協力は勿論のこと、税徴収の大半を協力くださった、区長、町内会長、納税組合長さんの熱意によるものと厚くお礼を申し上げます。

町では、税金、保険料、水道料を完納された四十一の組合に対して、六月九日完納報償金を贈りそれぞれ表彰をいたしました。

◎納期後五月末日完納で表彰された組合

鳥越（唐崎・上村・堅西・下原・上向・上原西・後谷）七日市（上村・町家・下村・向村）脇野町（上横町・本町・志田町・下横町・中江町・日の出町）中条（新保・大野・下河根川・瓜生・蓮花寺・中永・上条・逆谷・気比宮・勝川・宮沢の各組合でした。

◎納期内完納で表彰された二十九組合。

・鳥越（唐崎・上村・堅西・下原・上向・上原西・後谷）七日市（上村・町家・下村・向村）脇野町（上横町・本町・志田町・下横町・中江町・日の出町）中条（新保・大野・下河根川・瓜生・蓮花寺・中永・上条・逆谷・気比宮・勝川・宮沢の各組合でした。

◎納期後五月末日完納で表彰された組合

鳥越（町向・堅東・馬場・上原東）上岩井・吉崎（上町・中町・下町）脇野町（旭町・学校町・宮下町・神明町）以上の成績でありました。

昭和四十三年度における町の税金の確定額は五四・八四二千円で、前年に対し一〇三%の伸びを示し、各税目毎の前年との比較は別表に示す通りです。

また、一人当りの平均税額は前年が七、〇六八円くらべ七、二九八円となります。

なお、各税目のうち個人町民税・固定資産税・軽自動車税、だけの一人当り平均税額は、前年の四、四五五円に対し四、七〇二円で一〇五、五%の伸びとなりました。

また、当町における税収の存在があげられますが、これが税収の増減を左右する、大きな要因になっております。

固定資産税の伸び率が一〇四%、鉱産税が八八%に低下していることはその影響です。

町民税、固定資産税、軽自動車税の合計収納率の推移

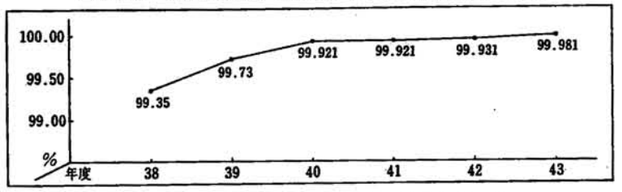

町民税、固定資産税、軽自動車税滞納件数の推移

種目＼年度	39	40	41	42	43
町民税	17件	7件	3件	3件	件
固定資産税	34	7	4	3	1
軽自動車税	18	5	1	1	
計	69	19	8	7	1

税目別、前年度比較表

種目＼年度	42年	43年	前年比
個人町民税	10,516	11,431	109%
法人町民税	1,666	2,073	124〃
固定資産税	21,036	21,820	104〃
軽自動車税	1,933	2,088	108〃
自動車消費税	5,547	5,894	106〃
ば　ス　税	2,400	2,544	106〃
気　ガ　税	9,795	8,664	88〃
材　産　税	,148	,205	139〃
引　取　税	74	,122	165〃
湯　税			103〃
計	53,115	54,842	

体育館開きもはれやかに

去る六月一日、竣功まもない三島町体育館の体育館開きが、町内来賓多数の臨席のもとに、はれやかに挙行された。

この日、三島町長の挨拶につづきふるさとの体育館開きのためにと、中間テストの多忙の中にかけつけて祝ってくれた、卓球の模範試合をもって、卓球の模範試合の候補の青陵高校女子卓球部員片野・中野・新保・名古屋、の四選手（三島中学校出身）好敵手見附中学校籠球部員と三島中学校部員との模範試合、直江津高校女子体操部員のみごとな徒手体操演技、町内婦人バレーボールチームの好試合は、観覧席をわきたたせ、終日はれやかな中にもキビキビとした、ふんいきでつつみ次代を担う若人のたんれんの場として活用され、伸びゆく三島町となることを祈念しつつ終了した。

←籠球模範試合に入場した見附中と三島中

→みごとな徒手体操
直江津高等学校女子体操部員

選挙人名簿の登録方法が変ります

公職選挙法の改正で選挙人名簿の登録方法が七月から変わります。

いままでは、本人からの申し出がないと登録することができなかったが、七月二十日からは住民基本台帳に載っている人で二十歳以上の人、引き続いて三カ月以上住んでいる人を、選挙管理委員会が調べて登録します。

このため、住所を移した人は、必ず民生課戸籍係へ住民異動届けを提出してください。

また、現在、選挙人名簿に登録されている人でも、住民基本台帳に載っていない場合は、選挙人名簿から消されることになりますのでご注意ください。

（選挙管理委員会）

精神（心）の健康相談を

精神が健康でなければ、家庭生活や社会生活を円満に営むことができません。

変化のはげしい生活環境の中で他の人に調和し、積極的に生活の向上をはかって、ゆく能力をもつことが大切であることは申すまでもありません。

身体の健康だけでなく、精神（心）の健康にもっとめましょう。

◎成人の場合

いらいらする・疲れ易い・おちつかない・気分が沈む・意欲減退・死にたい・気分は朗らかすぎる・不安や恐怖がある・頭が重い・眠れない・乱暴・放浪・食欲がない等症状を呈します

◎子供の場合

指しゃぶり・爪をかむ・目をパチパチしたり首をふる・夜尿・頻尿・内気・無口・おちつかない・かんしゃく・どもり・乱暴・うそつき・ぬすみ・夜驚・失神・ひきつけ・不眠・登校拒否・性的非行・知恵おくれ等の症状を呈します。

以上の様な心当りのある方は迷わず、かくさず、早目にご相談ください。

この相談は次の要領で開催します。

◎日　六月二十日

◎とき　13時～15時

◎ところ　三島町役場分館

◎内容　前に書いた症状のかた。

◎相談医　長岡市　田宮病院長

◎料金　無料

事所業統計調査にご協力を

総理府統計局では、7月1日現在で全国一せいに事業所統計調査を行います。

この調査は、国勢調査とならび国のもっとも基本的な統計調査で事務所、工場、商店をはじめ、駅、病院、学校、神社、寺院にいたるまで、あらゆる事業所について、経営組織、事業内容や従業者数などを調べ都道府県、市町村ごとの事業所の規模やその産業構成を明らかにするもので、いわば日本の産業の見取図を作る統計調査です。

この調査から作られる統計は、国、県、市町村での経済政策、地域開発計画、都市計画、国民所得の推計、地方交付金の算定などのため欠くことのできない基本的な資料として使用されます。

なおこの調査のため役場統計係員のほかに、県知事から任命された7名の調査員が担当区域の事業所へ近日中にお伺いいたします。

また調査員は調査によって知ったことを他にもらしたり、調査票を徴税に利用することは法律によって禁止されています。

事業所の方々には、まことにご迷惑とは存じますが、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願い申し上げます。

記

◆調査員氏名　住所

名古屋忠雄　上条
片沼　栄治　脇野町
佐藤　巧　脇野町
草分　繁秋　下河根川
尾竹　憲二　吉崎
中川　光雄　吉崎
帆刈　忠　鳥越

（統計調査係）

子供を水の事故から守りましょう

水による事故は、水泳期の七～八月にもっとも多く発生しているようです。

子供は大人が考えるほど危険の判断ができません。

やはり保護者がもっと真剣に子供の保護につえて考えていただきたい。また、次の事に充分注意してください。

① 保護者が目をはなさない（特に仕事中の子守のとき）

② 子供の一人遊びをさせない、危険な水辺に近よらないようにふだんから言い聞かせておく。

③ 幼児だけで遊ばせない。

④ 子供が危険な所であそんでいたら、一声注意をしてください。

⑤ 家の周囲にあぶないところがあるかどうか、もう一度しらべて、適切な措置をしてください。

住民の声

自主防除で緑の敵を撲滅

脇野町　小川

緑の季節です。木々の緑が美しい今日このごろ、樹木の大敵＝アメリカシロヒトリ＝が発生するのもこれからです。

町でもこの対策には真剣に取りくんでいられることと思います。

そこで、ことしは町や部落等の関係機関が防除を行なわれるとき、各家庭でも自主防除をして一挙に撲滅をしてはと考えます。

ご存じのように、この幼虫は年に二回発生するとのことで、場所や気候などで若干の違いはありましても、五月末から六月中旬に一回、八月上旬から九月中旬に二回めが発生すると言われております。

ですから、一回めのときに徹底防除をし二回めで完全防除をするならば、より大きい効果をおさめることができると思います。

●防除方法について、役場

(1)巣の処分＝ふ化した幼虫は群生し、糸をはって巣を作ります。

住民のみんなが自分の木を、財産を守るためには防除機関にたよらず、積極防除をすることだと思います。

また、町や部落機関は、だれもができ、効果の大い注意してください。

この時期に巣を切りとり焼くか、ふみつぶし処分すいただけたなら、この町は美しい緑につつまれ、住よい町となると思います。

成虫が好んで産卵する樹木はサクラ・クワ・ヤナギ・プラタナス・タモ・カキなどが多く、葉うらに特に注意してください。

●防除方法について、役場

(1)巣の処分＝ふ化した幼虫は群生し、糸をはって巣を作ります。

(2)薬剤の散布＝おもにデプテレックスやDDVPなどの農薬が使われます。

薬液は七百倍から千倍にうすめ二回から三回は散布する必要があります。

これらの薬剤は劇物に指定されている農薬ですから取り扱いには十分注意してください。

薬剤は薬局、農薬取り扱い店や町の係員などから使用方法の指導を十分にうけたうえで使いましょう。

定形と定形外郵便物について

脇野町郵便局

定形郵便物は、はがき、ミニレターと同様、他の郵便物より優先して扱います。この定形郵便物には、大きさ、重さ、封皮に書ける事項などに制限がありますが、そのうち、どれか一つでも条件に合わないと、定形外郵便物として扱い、料金も割り高になってしまいます。

定形郵便物の大きさなどは次のとおりです。

●大きさ

最小限長さ　幅

一四㎝　九㎝

最大限

二三・五㎝　一四㎝

●厚さ　一㎝以内

●重さと料金

二五gまで　一五円

五〇gまで　二〇円

●封皮の表面に書ける事項

封筒の下部三分の一（横に使う場合は、左側三分の一）以内であれば、特に制限はありません。

① 差出人または受取人の身分、職業、称号、商標、電話番号、郵便振替口座番号、電報略号、郵便私書箱番号、取引銀行の名称または発送番号。

② 「至急」「机下」「親展」など五号以内の文字

③ 日時、敬称。

④ 「懸賞応募」「選挙事務」「住民登録」などや、通信の目的を示す五字以内の文字。

⑤ 郵便物の種類、内容品の種類、名称、番号、数量

⑥ 「贈呈」「納本」「注文品」「借覧」「ご回覧こう」「記事掲載」その他内容品の送付目的を示す五字以内の文字。

⑦ 開封上の注意を示す事項

⑧ 送達上郵便局に必要な注意を示す事項

⑨ 郵便切手の位置や郵便料金に関する注意。

⑩ 封筒の印刷所、製造所などの名称、住所または装飾のための簡単に模様。なお、①から⑩までの事項は、受取人の住所氏名を書く「あて名記載部分」（長辺八㎝、短辺四・五㎝）には、書くことができません。

職業訓練指導員の試験実施

職業訓練指導員の試験が実施されます。希望の方は申請し受験をしてください。

試験種目

仕上げ工・電工・自動車整備工・左官・建築大工・木工です。

受験申請しめ切日

7月5日

学科試験

7月20日新潟、長岡、高田市、実技試験は職種により期日と場所がちがいます。

詳しくは最寄りの職業訓練所におたずねください。